

水俣市活力ある地域商工業創造事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少や後継者・担い手不足、急激な社会情勢の変化等に伴い、今後増加することが考えられる本市の中小事業者の事業承継の促進を図るため、予算の範囲内で、水俣市活力ある地域商工業創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、水俣市補助金等交付規則（昭和62年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被承継者 水俣市内に実店舗又は事務所を有し、現に事業を継続している中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号又は第5号に規定する業種を主として営む者のうち、当該事業の経営に係る一切の権利を他者に譲渡しようとする者をいう。
- (2) 承継者 被承継者から事業の経営に係る一切の権利を譲り受け、当該事業を引き続き実施しようとする者をいう。
- (3) 事業承継 被承継者から承継者に、事業の経営に係る一切の権利が移転することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 被承継者は、前条第1項第1号に規定する業種を5年以上水俣市内で営む者で、個人にあつては水俣市に住民登録がある個人、法人にあつては水俣市内に本社又は本店の法人登記がある会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2項に規定する特例有限会社を含む。）、医療法人、社会福祉法人であること。また、営業許可又は登録を必要とする業種については、許認可等を受けていること。
- (2) 承継者は、事業承継を受ける事業を5年以上水俣市内で継続する見込みがある個人又は法人で、法人にあつては会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2項に規定する特例有限会社を含む。）、医療法人、社会福祉法人であること。

2 前項の規定に関わらず、補助対象者は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 水俣商工会議所又は熊本県事業承継・引継ぎ支援センター等の公的支援機関から事業承継に係る支援を受けた者。

- (2) 水俣市税又はその他市区町村税を滞納していない者。
- (3) 訴訟や法令遵守上の問題を抱えていない者。
- (4) 被承継者の配偶者ではない者。
- (5) 水俣市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有していない者。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の規定による許可（同法第2条第1項第1号及び第2号に係るものを除く。）を要する事業を営んでいない者。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条第1項各号に規定する補助対象者の別により、次の各号のとおりとする。

- (1) 被承継者 水俣市活力ある地域商工業創造事業補助金Aタイプ（売り手支援型）（以下「補助金Aタイプ」という。）
- (2) 承継者 水俣市活力ある地域商工業創造事業補助金Bタイプ（買い手支援型）（以下「補助金Bタイプ」という。）

2 前項の規定に関わらず、補助対象事業は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 支店・支社・営業所・フランチャイズチェーン店・のれん分け・事業の一部譲渡等に係る事業でないこと。
- (2) 過去に、国、県、市その他の制度により、同一の内容に係る補助金を受けていないこと。
- (3) 事業承認申請を行った日から3年以内に事業完了したもの。

3 被承継者が6親等内の血族及び3親等内の姻族又は既に雇用している従業員を承継者とする場合の補助対象事業は、補助金Bタイプに限るものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げるとおりとする。なお、補助対象経費には、取引に係る消費税の額及び地方消費税の額は含まないものとする。

（補助金の額等）

第6条 補助対象経費に対する補助金の額（以下「補助金額」という。）は、第4条第1項各号に規定する補助対象事業の別により別表第2のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てるものとする。

3 同一の補助対象者及び補助対象事業に係る補助金の交付は1回限りとする。

（補助金の事業承認申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、水俣市活力ある地域商工業創造事業補助金事業承認申請書（様式第1号。（以下

「事業承認申請書」という。)に、第4条第1項各号に規定する補助対象事業の別により別表第3に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の事業承認)

第8条 市長は、前条に規定する事業承認申請書が提出されたときは、速やかに水俣市活力ある地域商工業創造事業補助金承認審査(以下「承認審査」という。)を行い、適当と認めるときは、当該事業承認申請書の内容について承認するものとする。

2 承認審査を行う者の所属については、別表第4に掲げるとおりとする。

3 市長は、事業承認申請書の内容について承認審査の承認を得られたときは、当該申請者に対し、水俣市活力ある地域商工業創造事業補助金事業承認通知書(様式第4号。以下「事業承認通知書」という。)を交付して通知するものとする。

(承認日前着手)

第9条 前条に規定する承認審査を経て承認を受けた日(以下「承認日」という。)より前に実施した事業については、当該承認日が属する年度内に係るものに限り補助金の交付対象とする。ただし、承認日より前に実施した事業に係る補助対象経費は、総額の3分の2を超えないものとする。なお、着手金については、承認日が属する年度内に実施されたものとして、補助対象期間に該当する場合に限り、補助対象経費の上限額の範囲内で補助の対象とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第10条 第8条の規定により事業承認を受けた申請者(以下「承認事業者」という。)がその内容について事業完了したときは、当該事業完了日から30日以内若しくは事業完了日が属する年度の末日又は事業承認申請を行った日から3年以内のいずれか早い日までに、水俣市活力ある地域商工業創造事業補助金交付申請(実績報告)書(様式第5号。以下「交付申請書」という。)に、第4条第1項各号に規定する補助対象事業の別により別表第5に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び確定)

第11条 市長は、交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類審査及び聞き取り等による調査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び補助すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、その額を確定したときは、水俣市活力ある地域商工業創造事業補助金交付決定(確定)通知書(様式第9号)により承認事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を受けた承認事業者は、速やかに水俣市活力ある地域商工業創造事業補助金交付請求書(様式第1

0号)により補助金の交付を請求しなければならない。

(承認事業の変更申請)

第13条 第8条の規定により承認を受けた承認事業者が、事業の内容を変更しようとするときは、速やかに水俣市活力ある地域商工業創造事業補助金承認事業変更申請書(様式第11号。以下「承認事業変更申請書」という)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 変更した補助対象経費の根拠となる書類(補助対象経費に変更があった場合に限る。)

(2) 事業内容を変更したことが確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による承認事業変更申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査の上、承認事業の内容の変更の可否を決定し、水俣市活力ある地域商工業創造事業補助金承認事業変更承認(不承認)通知書(様式第12号)により承認事業者へ通知するものとする。

(補助金の辞退)

第14条 承認事業者は、補助金を辞退しようとするときは、速やかに水俣市活力ある地域商工業創造事業補助金辞退届(様式第13号)により市長へ届け出なければならない。

(補助金の交付取消し)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた承認事業者「以下、「補助事業者」という。」が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 承継者が、事業完了した日から5年未満で正当な理由なく廃業又は閉業したとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、水俣市活力ある地域商工業創造事業補助金交付取消通知書(様式第14号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、補助事業者に対し、水俣市活力ある地域商工業創造事業補助金返還命令書(様式第15号)によりその返還を命ずることができる。

2 前項の規定は、補助事業者が廃業又は閉業した後においても、なおその効力を有する。

(事業状況報告)

第17条 承継者は、事業完了した日の属する決算期の次の決算期を含む3決算期、補助事業の成果に係る状況について、水俣市活力ある地域商工業創造事

業補助金事業状況報告書（様式第16号）により、市長に報告しなければならない。

2 前項の報告は、承継者の決算期終了後30日以内に行うものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、承継者に対し関係資料の提出を求め、実地に調査することができる。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則（令和6年1月31日告示第4号）

この要綱は、令和6年1月31日から施行することとし、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和7年6月18日告示第91-2号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年6月17日から適用する。

附 則（令和8年3月25日告示第24号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年2月27日から適用する。

別表第1（第5条関係）

| 補助対象事業 | 費目 | 経費内容 |
|-------------------------------------|-------|--|
| 水俣市活力ある地域商工業創造事業補助金Aタイプ (売り手支援型) | 謝金 | 事業承継に係るアドバイスを士業、コンサルタント、学識経験者等から受ける際に支払われる謝金。ただし、委託契約を行わないものに限る。 |
| | 旅費 | 事業実施に必要な出張に係る交通費・宿泊費。ただし、交通費は国内の公共交通機関の運賃に限る。 |
| | 資料作成費 | 廃業、登記変更等に伴う行政書士、司法書士等に支払う官公庁への申請書作成経費。 |
| | 委託費 | ①事業実施に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費。 ②初期診断、課題分析、コンサルティング、事業承継計画策定、企業価値の算出等の委託契約に係る経費。 ③事業承継及びM&Aの着手金、マッチング登録料、M&Aの仲介委託に係る経費。 |
| | 外注費 | ①事業実施に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費。 ②事務所・店舗等の不用品片付け、清掃等の外注に係る経費。 ③在庫等を廃棄又は処分するために支払われる経費。ただし、自社所有の在庫に限る。 |
| | 工事費 | 事業実施に必要な施設・設備の解体・修繕・原状回復のために支払われる経費。ただし、店舗・事務所専有部分等、事業承継に係るものに限る。 |

| 補助対象事業 | 費目 | 経費内容 |
|-------------------------------------|---|--|
| 水俣市活力ある地域商工業創造事業補助金Bタイプ (買い手支援型) | 謝金 | 事業承継に係るアドバイスを士業、コンサルタント、学識経験者等から受ける際に支払われる謝金。ただし、委託契約を行わないものに限る。 |
| | 旅費 | 事業実施に必要な出張に係る交通費・宿泊費。ただし、交通費は国内の公共交通機関の運賃に限る。 |
| | 資料作成費 | 開業、登記変更等に伴う行政書士、司法書士等に支払う官公庁への申請書作成経費。 |
| | マーケティング調査費 | 事業実施に必要なマーケティング調査に係る費用。ただし、外部に発注、委託せず自社で行うものに限る。 |
| | 委託費 | ①事業実施に必要な業務の一部を第三者に委託(委任)するために支払われる経費。 ②初期診断、課題分析、コンサルティング、事業承継計画策定、企業価値の算出等の委託契約に係る経費。 ③事業承継及びM&Aのマッチング登録料、M&Aの仲介委託に係る経費。 |
| | 外注費 | ①事業実施に必要な業務の一部を第三者に外注(請負)するために支払われる経費。 ②事務所・店舗等の不用品片付け、清掃等の外注に係る経費。 |
| | 店舗等借入費 | 事業実施にあたり使用する施設を賃借するための経費。ただし、承継者本人又は三親等以内の親族が有する不動産は除く。 |
| | 設備費 | 事業実施に必要な機械・設備・備品等の購入又は借用にかかる経費。 |
| | 広報費 | 事業実施にあたり自社で行う広報のための経費。ただし、外部に発注、委託せず、自社で行うものに限る。 |
| 工事費 | 事業実施に必要な施設・設備の改修・解体・修繕のために支払われる経費。ただし、店舗・事務所専有部分等、事業承継に係るものに限る。 | |

別表第2（第6条関係）

| 補助対象事業 | 補助率 | 補助上限額 |
|---------------------------------|--------------------|---------|
| 水俣市活力ある地域商工業創造事業補助金Aタイプ（売り手支援型） | 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額 | 500千円 |
| 水俣市活力ある地域商工業創造事業補助金Bタイプ（買い手支援型） | | 1,000千円 |

別表第3（第7条関係）

| 補助対象事業 | 添付資料 |
|---------------------------------|--|
| 水俣市活力ある地域商工業創造事業補助金Aタイプ（売り手支援型） | <ul style="list-style-type: none"> ①Aタイプ承認事業計画書（様式第2号） ②誓約書（様式第8号） ③第3条第1項第1号の規定を証する書類 ④許認可が必要な業種の場合はそれを証する書類 ⑤直近2箇年分の財務状況が確認できる書類 ⑥市税の滞納のない証明 ⑦補助対象経費が確認できる資料 ⑧その他市長が必要と認める書類 |
| 水俣市活力ある地域商工業創造事業補助金Bタイプ（買い手支援型） | <ul style="list-style-type: none"> ①Bタイプ承認事業計画書（様式第3号） ②誓約書（様式第8号） ③申請者の本拠を証する書類 ④申請者の本拠が所在する市区町村税の滞納のない証明 ⑤別に事業を行っている場合は、当該事業に係る直近2箇年分の財務状況が確認できる書類 ⑥補助対象経費が確認できる資料 ⑦その他市長が必要と認める書類 |

別表第4（第8条関係）

| |
|-------------------|
| 水俣商工会議所 |
| 熊本県事業承継・引継ぎ支援センター |
| 水俣市 |

別表第5（第10条関係）

| 補助対象事業 | 添付資料 |
|---------------------------------|--|
| 水俣市活力ある地域商工業創造事業補助金Aタイプ（売り手支援型） | <ul style="list-style-type: none"> ①Aタイプ承認事業実績報告書（様式第6号） ②廃業又は事業を譲渡したことを証する書類 ③補助対象経費を支払ったことを証する書類 ④その他市長が必要と認める書類 |

| 補助対象事業 | 添付資料 |
|---|--|
| 水俣市活力ある地域商工業 創造事業補助金Bタイプ (買い手支援型) | ①Bタイプ承認事業実績報告書(様式第7号) ②開業又は事業の譲渡を受けたことを証する書類 ③補助対象経費を支払ったことを証する書類 ④許認可が必要な業種の場合はそれを証する書類 ⑤その他市長が必要と認める書類 |

